

## 学位規程

### 目 的

第1条 この規程は、学位規程（昭和28年文部省令第9条）第13条及び仁愛女子短期大学学則（以下「学則」という。）第26条の規定に基づき、仁愛女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

### 付記する専攻分野

第2条 本学において授与する学位は「短期大学士」とし、付記する専攻分野の名称は以下のとおりとする。

卒業学科	（専攻課程）	学位の表記
生活科学学科	生活環境専攻	短期大学士（生活科学）
	生活情報専攻	
	食物栄養専攻	
幼児教育学科		短期大学士（幼児教育）
音楽学科		短期大学士（音楽）

### 学位授与の要件

第3条 短期大学士の学位は、学則第26条の規定に基づき、本学を卒業した者とする。

### 学位の授与

第4条 学長は、卒業を認定した者に学位を授与し、様式1号に定める学位記を交付するものとする。

### 学位の名称

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位名称を用いるときは、「仁愛女子短期大学」と付記するものとする。

### 学位授与の取消

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消し、学位記の返還を求めることができる。

附 則 この規程は、平成18年1月1日制定。  
平成22年4月1日改正・施行